

# 街頭防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン

鹿児島市

## 1 はじめに

本市では、平成17年に「鹿児島市安心安全まちづくり条例」を定め、「地域の安全は地域で守る」を基本理念に、市と市民、事業者等が連携、協働し、安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてきました。

これまでに防犯パトロール隊や青色防犯パトロール車による防犯活動をはじめ、安心安全ネットワーク会議やスクールゾーン委員会などによる安全点検など市民と行政、警察などの関係機関が一体となって進めてきた防犯活動が、地域の防犯や治安の向上に大きな役割を果たしています。

近年、犯罪の未然防止に有用であるとして、防犯カメラの設置が進んでいますが、安心安全なまちづくりには、地域における防犯活動が最も重要で、防犯カメラはその活動を補完するものとして位置づけられるべきものであり、また、プライバシーの侵害や監視社会への懸念もあることから、その設置及び運用に際しては、市民や団体などの権利利益を保護するため、慎重な対応が求められています。

そこで、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業」により、街頭防犯カメラを設置する町内会等の皆様に防犯カメラの適切な管理運用を行っていただくため、このガイドラインを策定しました。

## 2 定 義

このガイドラインで定める「街頭防犯カメラ」とは・・・

道路等の公共空間を撮影対象とするもので、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラ。(以下、「防犯カメラ」という。)

## 3 防犯カメラの設置について

### (1) 設置場所

犯罪の蓋然性の高い場所で、その撮影範囲は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように必要最小限の範囲としてください。

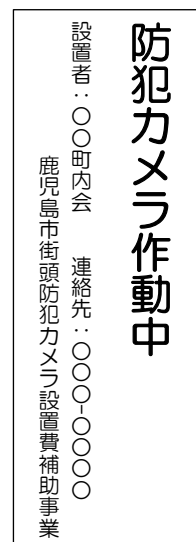
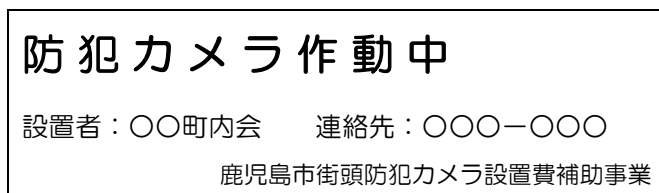
### (2) 住民の同意

町内会等の総会や役員会などにおいて、地域住民に諮り、承認を得るなどし、地域住民の同意を得た上で、補助金交付の申請をしましょう。

### (3) 防犯カメラ設置の表示

設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨、設置者、連絡先等について表示した看板を設置してください。

(設置例)



#### 4 管理運用責任者等を決めましょう

(1) 管理運用責任者、操作取扱者の指定

設置者（町内会等）は、防犯カメラの維持管理を適正に行い、その運用を適正に行うため「管理運用責任者」と「操作取扱者」を指定してください。（複数名でも可）

※ 管理運用責任者と操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）が変更になった場合は、各地区防犯団体連合会に届け出てください。

(2) 管理運用責任者等の責務

- ① 管理運用責任者は防犯カメラやその画像及び記録媒体の適正な管理運用を行ってください。
- ② 操作取扱者は、管理運用責任者の管理監督のもと、防犯カメラ等の操作を行うこととします。
- ③ 管理運用責任者等以外は、防犯カメラや記録画像装置を操作してはいけません。

#### 5 画像及び記録媒体の適正な管理のために

(1) 画像の保存期間

画像の保存期間は、最長1ヶ月以内の必要最小限の期間とします。また、保存期間終了後は、速やかに上書きや初期化などにより消去してください。

(2) 画像の加工などの禁止

不必要な画像の複製や加工は禁止します。

(3) 画像や記録媒体の適正な管理

画像を保存した記録媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管し、画像のモニターテレビ等がある部屋には部外者が入れない、または見られないようにし、情報漏えいが起きないように適切な対応をしてください。

## 6 画像提供の制限

画像の第三者への提供は禁止します。ただし、次の場合は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができます。

- ① 法令等に基づく照会があった場合
- ② 個人の身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- ③ 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

※ 上記により画像を提供した場合は、その状況を「画像提供記録簿」に記録し、地区防犯団体連合会に報告してください。

※ ②による提供が想定されるケース

児童等の誘拐や連れ去り、認知症者の徘徊、災害発生時などで、緊急に現場状況を確認する必要がある場合で、かつ法令等や捜査機関からの捜査関係事項照会等による情報提供を依頼する暇がない場合。

※ 判断に迷うときは、各地区防犯団体連合会または警察にご相談ください。

中央地区防犯団体連合会（中央署内）	TEL 2 2 5 - 9 0 9 0
西地区防犯団体連合会（西署内）	TEL 2 5 2 - 9 9 3 0
南地区防犯団体連合会（南署内）	TEL 2 6 6 - 5 6 6 6

### 【画像提供記録簿】

提供日時	利用目的	提供先	提供内容	対応者氏名 (管理運用責任者・操作取扱者)	責任者 印
○/○	③ 捜査関係事項 照会による	○○警察署	○月○日( ) 10時~10時30分 設置番号No.2	○○ ○○	印

## 7 防犯カメラの適切な管理運用のために

### (1) 秘密の保持

設置者及び管理運用責任者等（以下、「設置者等」という。）は、防犯カメラから知りえた情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはいけません。なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。

### (2) 苦情等の処理

設置者等は、防犯カメラの設置、管理等に関する苦情や問い合わせには、適切かつ迅速に対応してください。

### (3) 管理運用規定の策定

設置者は、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助管理運用要領」に基づき、「街頭防犯カメラ管理運用規程」を策定してください。

※管理運用規定の雛形は、「別紙」の雛形を参考にしてください。



## ●●町内会 街頭防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 この規定は、●●町内会における犯罪の防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、●●町内会が設置する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置及び管理運用に関し、地域住民のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラの設置及び表示については次のとおりとする。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とし、設置場所及び撮影範囲、設置台数は、別図のとおりとする。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示する。

(管理運用責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な管理運用のため、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）を定め、別に定める様式により、●●地区防犯団体連合会に提出することとする。

- 2 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。
- 4 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者等以外の操作を禁止する。

(画像及び記録媒体の適正な管理)

第4条 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（設置者等）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- (2) 画像の保存期間は、●●日間とする。
- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにする。

(画像提供の制限)

第5条 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 法令等に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 画像の閲覧及び提供については、設置者等において協議し、決定する。

3 第1項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存し、●●地区防犯団体連合会に報告することとする。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供内容
- (5) 対応者氏名

(秘密の保持)

第6条 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第7条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

(施行期日)

この規定は、平成29年4月28日より施行する。